

EU特許パッケージ入門

クレメンス トビアス シュタインス*
 マーク デルナウア**

抄 録 本稿は、準備の過程だがEU特許パッケージへの概要説明となるものである。ここでは、権利化された欧州特許を25か国までを指定国として有効化する新規の方法となる「欧州単一効特許」、及び、新たな単一特許権だけでなく、現行の欧州特許と将来の欧州特許並びに補充的保護証明書（SPC）の権利行使及び無効手続の管轄を有することになる統一特許裁判所に関して説明する¹⁾。

目 次

1. はじめに
2. 新タイプの特許及び新たな裁判制度の創設
 2. 1 現行の選択肢
 2. 2 長期に渡って認識されてきた変更の必要性
 2. 3 EU特許パッケージ
 2. 4 残された障壁及び課題
3. 欧州単一効特許（EP-UE）
 3. 1 法的根拠
 3. 2 単一特許を取得する方法
 3. 3 単一特許が有効な地理的範囲
 3. 4 単一的効力
 3. 5 翻 訳
 3. 6 単一特許は誰にとって商業上重要な意味を持つか
4. 統一特許裁判所（UPC）
 4. 1 統一特許裁判所の権限
 4. 2 裁判管轄の共有及び適用除外（Opt-Out）
 4. 3 統一特許裁判所の組織と訴訟手続
 4. 4 欧州連合司法裁判所の役割
 4. 5 統一特許裁判所での訴訟代理人
5. 単一特許及び欧州特許に適用される実体特許法
6. 要約：複雑な欧州特許制度
7. おわりに

における抜本的な変化となるEU特許パッケージの批准及びその新しい特許制度導入への準備の過程にある。このプロジェクトは今とも最終段階で失敗する可能性はまだあるが、このプロジェクトの成功を望む政治的意志はこれまでになく強い。EU特許パッケージによって、出願人は欧州の特許ポートフォリオを構築する方法や、競合者の特許を無効化する方法、又は自らの特許を権利行使する方法に関してこれまでとは違った対応を迫られるため、自らの特許戦略にとってこのプロジェクトがどのような意味合いを持つかを早期の段階から考察する意味はある。最低限必要な3+10か国による批准後、EU特許パッケージは4か月未満で発効される。この批准が完結する時点において、自らの権利を保護するために、重要な既存の欧州特許を新規の裁判制度から適用除外（opt-out）する等の迅速な対応が要求されるであろう。これには、注意深く熟慮し計画することが要求されるた

1. はじめに

現在、欧州の主要25か国は、欧州の特許制度

* ホフマン・アイトレ特許法律事務所
 パートナー、ドイツ弁護士
 Clemens Tobias STEINS

** ホフマン・アイトレ特許法律事務所
 ドイツ弁護士、中央大学法学部准教授
 Marc DERNAUER

め、事前に十分な準備をすべきである。

2. 新タイプの特許及び新たな裁判制度の創設

2.1 現行の選択肢

欧州連合（EU）の加盟国において特許による保護を獲得するには、これまではそれぞれの国において国内特許として出願するか、欧州特許として一極集中的に出願するかどちらかの方法が可能であった。欧州特許は欧州特許庁（EPO）で審査され、欧州特許条約（EPC）の全ての締約国、又は、そのうちで出願人が指定した締約国を対象として付与される。特許が付与されると、欧州特許は権利化したい国のそれぞれの国内特許庁において有効化手続をとる必要がある。

国内特許も各国で有効化された欧州特許も、権利行使に関しては現在双方とも国内裁判所の管轄である。即ち、欧州特許の付与は一元的に行われるのに対し、特許が有効な全ての国における欧州特許の行使に関しては一元的に管轄する裁判制度が存在しないということである²⁾。9か月の異議申立期間が経過すると、欧州特許の無効手続も国内裁判所における手続によって、つまり各国毎に行わなければならない。

2.2 長期に渡って認識されてきた変更の必要性

欧州特許の権利行使及び無効手続を国内レベル、即ち各国毎に行わなければならないという点は、欧州特許条約の欠点として常々認識されてきた。また、欧州連合は、更に統合を進める努力の過程でも共同体商標と共同体意匠を補完するための欧州連合全域をカバーする単一特許を有することが政治的に望ましいという見解を持っていた。

これまで数度に渡って共同体特許制度や中央

裁判所制度の創設の試みがなされたが、これまでこれらの試みは様々な理由によりすべて失敗に終わっていた。

2.3 EU特許パッケージ

EU特許パッケージによって、新しい試みはほぼ実現というところまで前進したが、障害のいくつかはまだ残されている。2012年末に、EU特許パッケージを制定する法的な枠組みについての合意に達した。この法的枠組みは欧州単一効特許（European Patent with Unitary Effect, 以下、単一特許）についてのこと及び翻訳要件を規定する二つの欧州連合の規則³⁾（以下、「単一特許規則」と「翻訳言語規則」）並びに多国間条約としての統一特許裁判所協定（UPCA）⁴⁾で構成される。

欧州連合の規則はEU加盟国において直接適用される欧州連合の法令である。今回特殊なのは、EU特許パッケージに関して全EU加盟国の合意を得ることができたわけではないという点である。従って、これらの規則は「強化された協力」（enhanced cooperation）の手続に従って可決された。強化された協力はEUが現在の28か国に拡大したのに伴って必要となった新しい手続である。これによって、EU全加盟国の合意が得られない場合にもEU加盟国の一部の国の間だけでEUの機構のもとでの統合や協力を進めるということが容易になり、そのためにEUの法令を制定することもできる。単一特許規則も翻訳言語規則も強化された協力の手続に従って可決されたため、これらは強化された協力に参加するEU加盟国にのみ適用される。中でも注目すべきは、スペインとイタリアが強化された協力に参加しなかったことである。その要因の一つが言語体制への不賛同であったことは明白である。

これらの規則はすでに発効しているが、これらが適用されるのは統一特許裁判所協定

(UPCA) が発効する場合のみである。UPCAは2013年2月19日に25のEU加盟国によって署名されたが、国際条約としては更に各署名国の制度上要件に則った批准が必要である。UPCAは主要3か国及び他の10か国の批准があって初めて発効するが、その主要3か国とはドイツ、英国、フランスで、他の10か国は残りの22の署名国のうちのどの国でもよい。

EU特許パッケージはEU加盟国のみが参加でき、トルコやスイスなどの他のEPC締約国はこの制度に参加することができない。これは言うまでもなく遺憾なことである。なぜなら、38のEPC全締約国に有効な、一元的に特許権を行使することができる制度を有することが望ましいからである。しかし、参加資格をEU加盟国に限定することは、EU特許パッケージをEU法と適合させるための要件だったのである。

2. 4 残された障壁及び課題

EU特許パッケージの発効以前に克服すべき障壁はまだ多数存在し、現段階でもパッケージが失敗に終わる可能性はまだある。しかし、このプロジェクトが遂に実現するのを見届けようとする政治的意志はこれまでになく強い。全てが順調に進めば、EU特許パッケージは2015年から2017年の間に発効すると推定されている。

最初で最大の障壁は、前述の最低でも3+10か国の署名国を必要とする批准である。二つ目の障壁は、二つの規則の部分的な無効を請求してスペインが欧州裁判所に提訴した二件の訴訟である⁵⁾。最後の障壁は、いわゆるブリュッセルI規則⁶⁾が改正される必要があることである。

また、他にも解決すべき細部の問題があり、中でも最重要課題は欧州単一特許の特許料(特許維持年金)、統一特許裁判所の裁判手数料、統一特許裁判所の手続規則等⁷⁾である。

3. 欧州単一特許 (EP-UE)

3. 1 法的根拠

EU特許パッケージは新しいタイプの特許、いわゆる単一特許を初めて導入する。この新しい特許に対しては、UPのような別の略称も提案されているが、EP-UEという略称を使用するほうが望ましいと思われる。なぜなら、この略称によってEP-UEが登録された欧州特許(EP)に基づくものであることが明白になるからである。他の欧州特許と同様、単一特許は欧州特許庁(EPO)に出願し、EPOにおいて手続がなされ、最終的に特許権が付与される。単一特許規則には、欧州特許条約に規定されている、国境を越えて欧州特許を有効化するための選択肢が活かされている。

3. 2 単一特許を取得する方法

それではどうしたら単一特許(EP-UE)を取得できるだろうか? 基本的には下記の(1)~(3)の3つのステップを必要とする:

- (1) EPOに欧州特許の出願手続をする
- (2) 特許付与後1か月以内に当該特許を単一特許として登録したい旨をEPOに申請する
- (3) 単一特許として登録する申請と共に特許明細書全体の翻訳文(詳細は以下の段落3.5で説明する)を提出する。つまり、少なくとも6年、場合によっては最長で12年まで延長されうる移行期間中はどうかや上記の1か月以内の期間に提出する必要があるようである。

単一特許規則が適用される日から、つまりUPCAが発効する日から、その時点でまだ付与後1か月以内のものであればどの欧州特許でも単一特許として登録することが可能である。即ち、単一特許は適用日の1日目から登録することができる。なぜなら、これらは「通常の」欧

州特許として手続されているからである。

3. 3 単一特許が有効な地理的範囲

単一特許が有効な地理的範囲は、EU加盟国の単一特許を導入するための強化された協力を実施する規則への参加及びUPCAの批准の状況によって決定される。以下、両方の条件を充足する国を単一特許の参加加盟国と呼ぶことにする⁸⁾。

UPCAを批准するための要件は、署名国の間でも相当相違がある。例えばアイルランドやデンマーク等の幾つかの国においては国民投票まで必要とする。従って、最低限の3+10か国の批准を経てUPCAが発効する場合、UPCAの当初の領域は13またはそれを僅かに上回る数の国々からなり、その後時折他の国が徐々に加入していくと予想されている。後からUPCAに加入する国においては、UPCAは国内の批准手続を経なければ発効しない。もう少し正確に言えば、UPCAは当初の批准国においても、後から加入する国においても、短い移行期間の後、つまり批准書の寄託後4か月目に当たる月の1日から発効する。

単一特許として登録される欧州特許は、単一特許として登録される時点で既にUPCAが発効した全ての国において有効となる⁹⁾。UPCAが当初13か国のみで発効すると仮定すると、その直後に単一特許として登録された欧州特許はその13か国の領域のみを範囲に含むことになる¹⁰⁾。一度登録された単一特許の有効な地理的範囲は後からUPCAが他の国で批准されてもその後拡大されるというわけではない。UPCAが更なる国において発効した後に単一特許として登録された欧州特許のみが、その拡大された領域の恩恵を享受することができる。

強化された協力に参加しない、又はUPCAがまた発効していないEU加盟国においては、欧州特許は今後も国毎に有効化していかなければならない。トルコやスイスなどの非EU加盟国

であるEPC締約国に関しても同様である。なぜならEU法下での強化された協力への参加から除外されているからである。

従って、各国毎の有効化手続は単一特許としての登録を補完するために引き続き残存する。しかし、欧州特許を一旦単一特許として登録すると、単一特許の地理的範囲内のどの国においても追加で国毎の有効化を行うことができなくなる。

単一特許として登録する時点でその有効な地理的範囲が決定されるという制度であるため、二つの点を考慮しなければならなくなる。その第一点は、より広い地理的範囲での有効性を確保するために特許の付与を遅らせたほうが有利になるケースがあることである。欧州特許庁(EPO)の審査部から特許を付与する用意がある旨が通知される時点でUPCAがまもなく新たなEU加盟国でも発効することが予見できる場合には、当該欧州特許が単一特許として登録される時点でUPCAがその国においてすでに発効しているようにするために付与を遅らせれば特許権者は特許料を節約できるかもしれない。第二点は、単一特許としての登録が有効になる時期を決める主導権が特許権者でないことである。この時期は登録手続の速度によって決まる。特許を権利化したい国がまもなく単一特許の領域に加わる(つまり、単一特許の参加加盟国になる)ことが既知であるが、その時期が特許が単一特許として登録される前になるか後になるか不明な場合には、権利者は安全策として各国での有効化の手続も進めておく必要があるだろう。このことは、権利化したい国がまもなく単一特許の参加加盟国になる場合には、やはり特許付与を遅らせるほうがよいということを裏付ける。

3. 4 単一的効力

EPOで単一特許として登録された欧州特許が国を超えて有効になることによって、単一特

許は「単一的な権利」になる。国毎に有効化された欧州特許と異なり、単一特許は単一特許の参加加盟国が有効な全域において同じ法的運命を背負うことになる。単一特許の無効手続及び技術的範囲の減縮手続はその全域を対象としてのみ可能で、単一特許の消滅もやはりその全域においてする。譲渡に関しても、その全域が対象となる。なお、ライセンス契約は、一部の領域に限定することが可能である。

特許権者にとっての単一的効力の利点の一つは、特許料を1か所の特許庁、つまりEPOに支払うだけでよく、各国の特許庁に支払う必要がない点である。他方、特許料を低減するためにあまり重要でない国の欧州特許を後になって消滅させることは、単一特許に関しては実務上でできなくなる。また、特に価値の高い特許に関しては、現行では欧州特許は9か月の異議申立期間が経過すると対象となる全ての国において各国毎に無効手続を経なければならないのに対して、単一特許の場合には統一特許裁判所（UPC）における一元的な訴訟手続によっていとも簡単に無効にされてしまうのは特許権者にとって好ましいことではないであろう。それに対して、各国毎の無効手続であれば、競合他社にとって煩雑で費用がかさみ、ともすれば少なくとも数か国では特許が有効のまま残るリスクがある。

もう一点の特徴は適用される準拠法、特にその財産法である。適用される財産法（物権法を含む）は共有者の権利や特許権の譲渡、実施許諾、特許への質権設定の要件等、多数の問題に関連するものである。欧州特許条約（EPC）は財産権としての欧州特許に関して包括的な規定を示していない。その代わりに付与後に特許が有効になる国の財産法を準拠法としている。欧州特許は、付与後、国内特許と同様に扱われるため、それぞれの国内部分については各国の国内財産法が適用されている。しかし、単一特許は単一的な権利であるため、単一特許に関して

それぞれの国内部分に異なった財産法を適用するという解決策をそのまま適用するというわけにはいかない。そこで、EU特許パッケージを草案する際に、単一の権利全般に適用できる、ある特定の財産法を規定する別の解決策を見出す必要が生じたのである。これは、単一特許のみを対象とした固有の財産法を制定するのではなく、単一特許に適用できる国内法を定める抵触法の規定を明示することによって解決されたのである。これらの抵触法の規定によれば、簡単にいうと、欧州特許の出願日の時点で出願人が居所又は本拠地か事業所を有する単一特許の参加加盟国の財産法が適用されるとされている。出願人が単一特許の参加加盟国内に居所又は本拠地か事業所を有さない場合はドイツ法が準拠法とされる。従って、日本の出願人にとってドイツの財産法はより重要になる。

3. 5 翻 訳

単一特許の登録には、最短で6年最長で12年と言われている移行期間中は特許明細書の完全な翻訳の提出が要求される。移行期間は、専門委員会が設立され、EU加盟国の全ての公式言語に翻訳する機械翻訳の質が十分なレベルに達したと判断した時点で終了する。EPOはGoogleの協力を得てこのような翻訳の質の改善に取り組んでいる。

移行期間中には、欧州特許の手続及び付与の言語がドイツ語またはフランス語である場合は英語の翻訳の提出が必要とされる。欧州特許の約80%を占める英語を手続言語とする特許に関しては、欧州連合の他の一つの公式言語への翻訳を提出しなければならない。これにはイタリア語、スペイン語、ポーランド語のような、EU特許パッケージに参加していないために単一特許の有効性が及ばないEU加盟国の言語も含まれる。

どの言語を翻訳言語として選択するかは決定

は、主に営利の観点からされる。当該欧州特許がスペイン、イタリアまたはポーランドでも追加的に権利化される場合には、各国における権利化の手續の際にいずれにせよこれらの国の公式言語への翻訳が必要になる。そのため、このような翻訳も単一特許の登録に使用することができる。

単一特許の登録のための翻訳の正確さは法的に意味を持たない。即ち、翻訳は情報目的のためのみである。この点は、それ以外の欧州特許の（一部の）国内の有効化手續のために要求される翻訳と異なる。

更に、権利行使をする際、つまり特許の手續言語や提出された翻訳の言語と異なる言語で訴訟手續がされる場合には単一特許の別な翻訳がさらに必要になるであろう。この点は移行期間の終了後も同様であると思われる。

3. 6 単一特許は誰にとって商業上重要な意味を持つか

特許権者は、自らの欧州特許を単一特許として登録するかどうかの決断を迫られた場合、その長所と短所を考慮しなければならない。遺憾ながら、この評価は極めて複雑で、客観的な決断を下すための決め手となる一部の情報は今日までまだ得られていない。特許料やその他発生する可能性のある手数料は現在準備委員会によって検討中である。従って、制度の支持も批判も大部分は仮定に基づいてしかできない。単一特許を高く評価する者は、単一特許は各国毎の権利化の選択肢に比べてかかる費用が低く抑えられ、中小企業がその恩恵を享受できると主張している。単一特許に批判的な者はこれについて非常に懐疑的な見解を持っている。それは、特にEPOや各国特許庁の特許料による歳入は以前より多額になるとの希望がもたせられたからである。批判者は、高額の特許料や他の諸費用が原因で単一特許は商業上魅力がないと予想し

ている。そこで、下記に述べる見解は包括的なものではないが、読者に概観を把握していただくためのものであると理解されたい。

(1) 各国毎の有効化と比較した場合の単一特許の費用

単一特許にかかる費用を単一特許の全参加加盟国において各国毎に有効化した場合の費用と比較してみると、単一特許のほうが確かにコスト効率が高くなる。しかし、これはあまりにも単純すぎる見解である。なぜなら、実務では欧州特許は選定された国においてのみ有効化されるのが大勢であるし、大抵の特許権者には関連予算の制限があるため、単一特許が自らの現行の有効化戦略と比較してどうであるかと考察するのが主流だからである。このような比較をする際には、下記の点を考慮されたい。

1) 特許料

単一特許の特許料は現在のところまだ決定されていない。その特許料は、現行制度で3か国に支払う平均的特許料と5か国に支払う平均的特許料の中間またはそれ以上に相当する額に設定されるという風評が流れている。この金額が国毎において有効化した場合の費用と比較して高額か低額かという問題は、どの国で当該欧州特許を有効化すると仮定するかによって異なる。

現行では、ドイツ、英国、フランス、イタリア、スペインのうちの3か国から5か国において有効化される欧州特許が大勢である。しかし、このうち最初に挙げた3か国しか単一特許に参加していない。また、オランダ、ベルギー、スウェーデンで有効化された特許は欧州特許全体の20%から30%にすぎないし、他の国々では更に少ない。

上記に挙げた上位3か国から5か国のみで有効化を望む権利者の場合、単一特許を選択した場合の特許料は各国で有効化した場合より高額になる公算が大きい（例として計算すると、単

一特許のための4か国分の平均的特許料+スペインとイタリアに支払う国内特許の特許料)。特許権者が同時にオランダ、ベルギー、スウェーデンのような他の単一特許参加加盟国においても有効化を望むならば(これらの国々がUPCAを批准すれば単一特許の有効性はこれらの国々にも及ぶ)、単一特許の特許料のほうが各国で有効化した場合の手数料よりもほぼ同額かむしろ低額になるかもしれない。

考慮すべきもう一点は、複数国への特許料の支払いと一括払いの単一特許の特許料を比較すると、単一特許の場合に管理に要するコストおよび手数料を節約できる可能性があるという点である。

2) 翻訳費用

少なくとも、単一特許の登録を欧州特許の翻訳の提出と共に申請しなければならない移行期間中には、翻訳費用も重要懸案事項の一つである。単一特許の特許明細書を完全に翻訳するのに要する費用と、各国で有効化した場合に支払うことになる翻訳費用とで比較するには、他の要素も考慮しなければならない。翻訳のページ数や翻訳言語によって異なってくる翻訳料金にも左右される。

この場合もやはり、特許権者がドイツ、英国、フランスのみで国毎に有効化すると比較すると、単一特許の登録のために要する翻訳費用のほうが各国で有効化する場合の費用より確かに高額になるだろう。この3か国で有効化する限りにおいては、どの国でも翻訳費用は一切必要ないからである。しかし、特許をイタリアとスペインでも有効化すると、単一特許の翻訳費用は各国で有効化する場合の費用と同額である。単一特許の登録を補完できるように、イタリアとスペインで欧州特許を有効化するためにはイタリア語とスペイン語への翻訳が要求されるが、これらの翻訳は単一特許の登録にも使用することができる。また、有効化する国がド

イツ、英国、フランス、オランダというパターンの場合には、再び単一特許の翻訳費用のほうが欧州特許を国毎に有効化する場合より高額になる。なぜなら、国毎に有効化する場合にはオランダで有効化するための一か国分の請求項の翻訳費用だけが要求されるからである。

3) 訴訟費用

訴訟費用は他の費用に比べて重要度が低いと考えられているかもしれない。なぜなら、ごく一部の特許しか訴訟の対象にならないからである。しかし、新設される統一特許裁判所の訴訟費用は、現行制度のそれより高額になると予想されることに留意すべきであろう。少なくとも非常に頻繁に裁判地として選ばれるドイツにおける現行の訴訟費用と比較した場合にそのことがいえる。裁判所費用はまだ決定されていないが、統一特許裁判所が独立採算であること、また下記で述べるように極めて巨大な制度が創設されることから、それ相応の費用を要することになるであろう。

(2) 考慮すべき別の要素：有効性の及ぶ領域

前述の内容を考慮した上で、現在定着している有効化戦略と比較して単一特許は割高であると判断する場合、単一特許の登録の構想を断念する前に、他の国においても追加的に特許保護が得られるという点を特許権者は考慮すべきである。他のどの国において特許保護が得られるかは、当該単一特許が登録される時期次第である。前述のように、単一特許発足当初の参加加盟国は13程度でしかないと思われる。25署名国のUPCAへの批准が完了するまでにはもうしばらく時間を要するであろうし、どこかの段階でそれが28のEU加盟国になることもありうる。

特許の有効な地理的範囲を拡大することが、そのために支払う当該単一特許関連の追加費用に見合うかどうか、またその時点までに必要とは認識されていなかった保護範囲の拡大のため

の費用を予算から捻出できるかどうか、特許権者は検討すべきである。

図1、図2からも明確なように、UPCAに署名した全ての参加加盟国で批准が完了すると、単一特許の有効性は三大市場をはじめとして多数の比較的経済規模の小さな国にまで及ぶ。その多くは東欧諸国である。これらの諸国は現在目覚ましい発展を遂げているため、将来重要性が高まると考えられる。



濃色= 単一特許参加予定国
淡色= 現 EPC 締約国または拡張国で単一特許に参加しない国

図1 単一特許参加加盟国

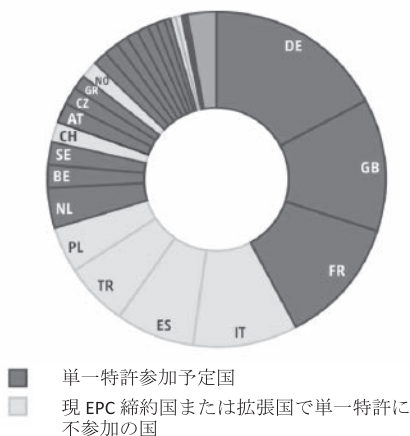


図2 EPC締約国全体に占める各国のGDPの割合¹¹⁾

(3) 他の要素

更に考慮すべきなのは、単一特許によって社内及び社外の管理手続が数か国で国内特許を取

得するのに比べて簡素化されるという点である。これには、特許料関連のみでなく権利の移転や名義変更等の場合の管理手続も含まれる。

しかし別の観点から見ると、柔軟性の低さという点も挙げられる。国毎に有効化された欧州特許のポートフォリオの場合は、後に特許の重要性が低くなった、又は、特定の国において完全に不要になったと判断されれば、特許を維持する国の数を時折減らして極端な場合には1か国にする等、特許権者は柔軟に運用できる。一方、単一特許の場合は、全体が維持されるか、あるいは全体が取り消されるかのどちらかの選択肢しかない。

(4) 結論：単一特許か、欧州特許か、国内特許かの選択

単一特許参加加盟国において特許を取得する上で上記の三つのうちどれが最良の選択肢になるかは、ケースバイケースで判断しなければならない。予想される訴訟費用が比較的高額になる点と、統一特許裁判所の将来の実務に関する全体像が現時点で不確かである点を考慮すると、欧州特許出願に加えて、あるいは欧州特許出願の代替案として、これまでより国内特許に注目する出願人もあろう。これから述べるように、統一特許裁判所は、最終的には単一特許だけでなく、国毎に有効化された欧州特許にまで管轄権を有することになるからである。特に、特許侵害が発生するとそれが必然的に欧州全体に及ぶ分野においては、競合他社がドイツのような重要な市場を抜きにして営業戦略を実行することは大抵の場合考えられない。そこでドイツ政府の例を挙げると、英語またはフランス語での国内特許の出願を許可し、ドイツ国内特許の出願をより魅力的なものにしようと努力している。翻訳は出願後12か月以内、又は優先日から15か月以内の早いほうの期日に提出すればよい。審査請求は出願日から7年以内にすればよ

いことになっているので、これによってかかる費用のかなりの部分の支払いを延期することができる。

4. 統一特許裁判所 (UPC)

EU特許パッケージによって、新しい裁判制度、つまり統一特許裁判所 (UPC) も創設されている。統一特許裁判所はUPCAを批准した国の共通の裁判所となる。これらの国々を本稿においてはUPCA締約国と呼ぶことにする。

イタリアは単一特許を創設するための強化された協力には参加していないが、UPCAには既に署名をし、今後批准する予定である。従って、イタリアはUPCA締約国になる路線を進んでいる。従って、統一特許裁判所はイタリアにおいて有効化された欧州特許に関しても審理することができる。

4. 1 統一特許裁判所の権限

統一特許裁判所の権限は三つの特徴によって説明することができる。その特徴とは、扱う知的財産権、権限の及ぶ領域、訴訟のタイプの三つである。

まず、扱う知的財産権に関していえば、統一特許裁判所は言うまでもなく単一特許に関する訴訟事件の審理をすることになる。しかしそれに加えて、統一特許裁判所は既存の欧州特許及び将来付与され各国において有効化される欧州特許、並びに補充的保護証明書 (SPC) も管轄する。これにより、単一特許が広く普及せずとも統一特許裁判所が扱う訴訟事件は十分あるだろう。

しかし、既存の欧州特許の権利者には、EU特許パッケージのような新制度の導入によって、自らの欧州特許が一元的に無効化され、これまで定着していた国内裁判所から新設の裁判所に管轄が移ることになろうとは、欧州特許出願の時点では予見することができなかつた。そ

こで、UPCAは下記で説明するような移行期間を設定している。但し、この移行期間は単一特許には適用されないことに留意されたい。

二つ目の特徴、即ち権限の及ぶ領域に関していえば、統一特許裁判所は、UPCAが施行される、即ちそれぞれの国内要件に則ってUPCAが批准された締約国内の単一特許、各国で有効化された欧州特許、及びSPCを管轄する。

最後の特徴に関していえば、統一特許裁判所が管轄する訴訟手続はUPCAに列挙されている。これらの訴訟手続は、特許侵害問題に関する訴訟 (特許侵害訴訟、非侵害の確認訴訟、先立って行うべき暫定措置や保護措置及び仮処分、損害賠償請求や補償金請求、先使用権をめぐる訴訟)、無効化に関する訴訟 (特許取消訴訟、特許取消を求める反訴)、その他の付随的な問題に関する訴訟 (実施許諾用意 (ライセンス・オブ・ライト) 登録の場合のロイヤルティや単一特許規則下の責務を遂行する上でのEPOの決定に関する審判請求) の三つに大別できる。

4. 2 裁判管轄の共有及び適用除外 (Opt-Out)

最長で14年まで延長される可能性のある7年間の移行期間中は、統一特許裁判所は国毎に有効化された欧州特許及びSPCに関しては、国内裁判所と裁判管轄を共有する。更に、この期間中は、特許権者は欧州特許を統一特許裁判所の管轄から適用除外 (opt-out) することができる。しかし、移行期間中の両規定は単一特許には適用されない。

(1) 裁判管轄の共有

移行期間中における統一特許裁判所と国内裁判所による裁判管轄の共有の背景には、欧州特許の出願時点に、有効化したそれぞれの国内において当該特許を権利行使することができることを期待していた特許権者のために、国内裁判所を

選択肢として残しておくという理由がある。また、欧州特許がEU加盟国のうちのたった1か国、あるいは2, 3か国で有効化されたという場合もあるので、その場合には一元化された裁判による権利行使はあまり必要性がないし、魅力的ではない。UPCA第83条第1項の文言によると、移行期間中の国内裁判所の非排他的裁判管轄は侵害訴訟及び無効訴訟にしか及ばない。これには驚かされる。なぜなら、仮処分のような暫定的な措置については少なくとも同様の論拠が当てはまるからである。従って、この条項は少なくとも暫定的な措置にまで効力が及ぶという広範な解釈が可能であるべきかもしれない。

(2) 適用除外 (Opt-Out)

移行期間中の共有裁判管轄に加え、欧州特許もしくはSPCに関しては、特許権者は統一特許裁判所の裁判管轄から完全に除外する権利を有する。この手段は「適用除外 (opt-out)」と呼ばれる。

適用除外をするためには、統一特許裁判所の登記部に申請しなければならない。適用除外は移行期間満了の1か月前まで可能である。しかし、適用除外は当該特許権の有効期間はずっと有効であると理解されている。

また、特許権者は統一特許裁判所の裁判管轄を復活させるためにいつでも適用除外を撤回できる。これは移行期間の満了後も可能である。

しかし、適用除外及び適用除外の撤回は登記部に登録して初めて効力を発し、登録の時点で統一特許裁判所（適用除外の場合）もしくは国内裁判所（適用除外撤回の場合）に裁判が係属中である場合には、登録することができない。これにより、競合他社がUPCAの発効後すぐに取消訴訟を提起して特許権者の適用除外を阻止することが可能になるのではないかと懸念が生じる。が、これらの懸念は、手続規則の現在の草案において対処された。EPOがUPCAの発

効前から適用除外の通知を受領し、それを登記しなければならない旨が規定されたのである。UPCAが発効する時点でこのデータが統一特許裁判所に転送され、そこで即時に登録されたものとみなされる。

適用除外の手続の詳細はまだ不明だが、申請は統一特許裁判所にすることになっているので、統一特許裁判所での訴訟において訴訟代理人となる資格のある者、例えばUPCAの一締約国の弁護士などの署名を要すると思われる。手続規則の草案においては、適用除外の手数料の導入も予定されているが、金額については未定である。特許権者に適用除外を躊躇させることを目的として高額な適用除外手数料を検討してきたようだが、UPCAによって規定された適用除外の選択肢をこのような方法で奪うならば、いずれ法的問題に直面するであろう。しかし、いずれにせよ適用除外をすれば費用がかかるのである。従って、特許権者はより貴重な特許に限って適用除外する判断を下し、それらの特許が統一特許裁判所での一元的な訴訟手続において簡単に無効化されないようにするというのも一策である。そういった特許を選定する作業は膨大なものになると予測されるので、UPCAの発効前から特許権者は自らの特許ポートフォリオの見直しを開始すべきであろう。

4. 3 統一特許裁判所の組織と訴訟手続

統一特許裁判所は第一審裁判所と控訴裁判所からなる二審制の裁判制度である。控訴裁判所は現在欧州連合司法裁判所の所在地でもあるルクセンブルクに設置される。

第一審裁判所は、多数の裁判部を有する極めて複雑な機構を持つ。これらの裁判部とは、中央部 (Central Division)、そして、複数の地方部 (Local Division) 及び地域部 (Regional Division) である。どの裁判部が判決を下すかに関わらず、その判決の効力は原則としてUPCA

締約国の全域に及ぶ。

地域部と地方部は、各UPCA締約国の自由裁量によって設置される。各UPCA締約国は、訴訟の取り扱い件数が十分であれば、最大で4か所まで設置できる。しかし、ドイツのみが4か所設置すると予測されていて、その最有力候補はデュッセルドルフ、マンハイム、ミュンヘン、ハンブルクである。他の締約国の大勢は、1か所のみでの設立に留まるものと思われる。同時に地域部も設立する締約国がある可能性もある。特に、スカンジナビアやバルト海沿岸諸国は、複数の地方部を設置せずに1か所の地域部を設置する方向で検討していると言われている。また、自国の領域内に関しては地方部も地域部も設置しないと決定する国もあるだろう。

侵害訴訟は、侵害が実際に発生した、もしくは発生する恐れがある締約国に設置されている地方部または地域部、あるいは少なくとも被告の一当事者が居所又は本拠地か事業所を有する締約国に設置されている地方部または地域部において提起される。

これにより、実務において、どこの地方部又は地域部に提訴するのが自らの視点から見て最も有利であるかを原告は考慮しなければならないことになる。原告は経験豊かな判事の所属する裁判所を選ぶ傾向があるだろう。というのも、それによって理路整然とした、予測どおりの判決が下される可能性が大きくなるからである。次に、考慮すべき二つ目の点であるが、原告は通常特許権者に友好的な判決を下すと予測でき、訴訟手続が迅速で費用も低く抑えられる裁判部を選択する傾向があるということである。第三点は、特許権者は自分が理解できる言語での訴訟手続を選択する傾向があることである。

統一特許裁判所の判事の大勢は、様々な国内裁判所の出身で、これまで則ってきた手続規則も相当異なる。概して、英国の訴訟手続は口頭審理を主に重視し、当事者が連れてきた専門家の

意見に依存する傾向がある。それに対して大陸諸国の訴訟手続はどちらかというと準備書面重視である。また、ドイツとオランダでは、当該裁判所が過去に扱った多数の案件により培った実務経験を非常に重視する。イタリアやオーストリアのような国では、通常弁理士が裁判所によって指名され、専門家としての報告書を提出し、裁判所はその内容に相当信頼を置く。

UPCA及びその手続規則は統一特許裁判所における訴訟手続に一定の枠組みを与えるものである。訴訟手続は「前倒し」となり、原告は開始時から訴訟事件に本格的に着手する必要がある。書面が交わされた後、いわゆる暫定手続(interim procedure)において、報告担当判事(judge rapporteur)が主要口頭審理に向けて準備をする。報告担当判事は、特定の点について更に詳述したり、質問に回答したり、証拠の作成や特定の書類の提出をしたりする命令を両当事者に出すことができる。報告担当判事は主要口頭審理の準備としていわゆる暫定審理(interim conference)を召集することもできる。主要口頭審理の所要時間は通常1日を越えない。

この大まかな枠組み内で、今後も国内裁判所における訴訟と同様の手続で訴訟を行うことができるよう、手続規則は判事の裁量部分をかなり残している。従って、特に統一特許裁判所制度発足当初の何年かは、合議体の構成状況が訴訟の進行にかなりの影響を与えるであろう。実体特許法の解釈に関しても、かつて国内裁判所に所属していた判事たちは、おそらく出身地の司法制度の判例に則って訴訟を進めるであろう。判事らの特許訴訟における経験にもかなりの差があることは避けられず、それは大抵判事の出身国に左右される。現行制度では、欧州における特許関連の侵害訴訟の過半数がドイツの裁判所で行われている。他に頻繁に裁判地に選ばれているのは、フランス、イタリア、オランダ及び英国である。他の欧州諸国では、判事ら

は現在ごく数件の特許訴訟を扱っているか、全然扱っていないという状況である。

従って、訴訟を提起する地方部や地域部を選定する際は、合議体の構成が重要となってくる。合議体の構成もやはり裁判部のタイプや取り扱い件数次第である。地域部の合議体は、当該地域部を設立した締約国の判事2名、及び他のUPCA締約国出身の判事1名から構成される。3番目の判事はいわゆる判事プールの中から選任される。

UPCA発効前後の連続する3年間に平均して年間少なくとも50件の特許訴訟事件を扱う締約国の地方部の合議体は、当該地方部を設立した締約国の判事2名、及び判事プールから選任される他締約国の判事1名から成る。この3番目の判事は年間平均して50件以上の特許訴訟を扱う地方部において通常長期勤務をする。年間の特許訴訟件数が50件未満の地方部の合議体は、当該地方部を設立した締約国の判事は1名のみで、他の2名の判事は案件毎に判事プールより選任される。

当事者の一方の申立てに基づき、要求される技術分野の知識と言語能力を備えた4番目の判事を合議体に判事プールから任命することができる。地方部及び地域部は原則として、それを設置した締約国の公式言語で審理する。しかし、当該締約国は、欧州特許庁のいずれの公用語(英語、ドイツ語、フランス語)も手続言語として指定することができる。

原告が訴訟を提起する地方部又は地域部を選定する際考慮することになる状況に本題を戻せば、今後もドイツの地方部が頻繁に選定される裁判地であることが予想される。なぜなら、ドイツの地方部の場合、大方の判事に関して民事裁判所の判事として特許訴訟においてかなり豊かな経験を積んでいると保証できるし、概してドイツの裁判所は特許権者に友好的な決定や訴訟の進行をするときみなされているからである。

ドイツの地方部が訴訟手続の言語としてドイツ語に加えて英語も認めるかどうかは、今の時点では不明である。UPCAにおいては、それは認められている。

中央部はパリに所在地を置き、ロンドンとミュンヘンに中央部支部が設置される。訴訟案件は、訴訟の対象となる特許のWIPOの国際特許分類に応じて、3か所に振り分けられる。国際特許分類のA及びCはロンドンで、国際特許分類のFはミュンヘンで審理される。残りの案件はパリの中央部で審理される。しかし、中央部の場合には、どこが裁判地かということは地方部や地域部の場合に比べてあまり重要ではない。中央部の判事は全員判事プールから選任される。つまり、裁判部の所在地の国に左右されないということである。例えば、中央部のロンドン支部管轄の案件がイタリア、ポルトガル、オーストリア出身の判事によって審理される可能性もあるわけである。中央部は、訴訟対象の特許の手続言語によって訴訟手続を進める。

侵害訴訟が中央部に提起できるのは、被告がUPCA締約国のどの国にも居所又は本拠地か事業所を有さない場合のみである。しかし、中央部が侵害訴訟の裁判管轄を有する案件においても、侵害が発生した、又は侵害の恐れがある締約国の地方部又は地域部に原告が提起することも許可されているため、中央部で審理される侵害訴訟の実際の件数は少ないかもしれない。ともかく、年間に50件以上訴訟を扱っている地方部においては、どのような判事が案件を審理するか予測できる可能性が中央部の場合より大きいからである。

中央部は主に取消訴訟を審理することになるであろう。取消訴訟は、同一の当事者による同一の特許に関する侵害訴訟がどこかの地方部又は地域部で係属中でない限りは、原則として中央部に提起しなければならない。侵害訴訟が既に係属中である場合は、取消訴訟もその反訴と

して当該地方部又は地域部に提起することができるし、提起しなければならない。

特許取消を求める反訴が提起されると、当該地方部又は地域部の合議体は、自ら侵害及び取消の両訴訟を審理するか、侵害訴訟は続行しつつ取消訴訟のみ中央部に移送するか（バイファーケーション）、両当事者の同意を得て両方の訴訟事件を中央部に移送するかを選択できる裁量を有する。これらの選択肢は、多様な現行の国内訴訟制度間の妥協策である。締約国の大部分において侵害訴訟と取消訴訟が同一の裁判所で審理されるのに対し、ドイツの裁判は侵害訴訟を二本立てで（in a bifurcated manner）進める。バイファーケーションには、大規模で技術的に難易度が高い特許有効性の判断という負担が少ないため、侵害訴訟を迅速に進めることが可能であるという利点がある。よって、少なくとも特許無効による攻撃戦略がきわめて複雑で審理に膨大な負担がかかる場合には、特にドイツの地方部はこれまでのバイファーケーションを踏襲して、つまり取消訴訟を中央部に移送して審理を行うことが予想される。

非侵害の確認訴訟も、同一の当事者による同一の特許に関する侵害訴訟がどこかの地方部又は地域部で係属中でない限りは、原則として中央部に提起されることとされている。侵害訴訟が、非侵害の確認訴訟を提起後3か月以内に地方部又は地域部に提起された場合には、非侵害の確認訴訟は侵害訴訟の判決が出るまで中止される。従って、被疑侵害者が先に非侵害の確認訴訟を提起して中央部に特許侵害訴訟を移送させる戦略は不可能である。

4. 4 欧州連合司法裁判所の役割

統一特許裁判所がEU加盟国の共通の裁判所となるため、統一特許裁判所は、一定の条件下において、先決裁定を求めてEU法の解釈に関する質問を欧州連合司法裁判所（CJEU）に付

託することができる、又は付託しなければならない（欧州連合の機能に関する条約、第267条）。これは、現行制度で特許事件を審理する国内裁判所にも適用される。しかし、懸案されるのはEU特許パッケージによって実体特許法もEU法になることである。そこで、EU特許パッケージの草案の際、EU法の法源ではなく国際条約であるUPCAに実体特許法に関する条項（即ち侵害行為と防御行為に関する規定）を盛り込むことや、単一特許規則の中のそれらの条項をUPCA締約国の国内法の一部とみなすことによって、それを回避しようとした。従って、将来先決裁定を求めてそのような実体特許法の解釈に関する質問をCJEUに付託しなければならないかどうかは、CJEUが単一特許規則を参照した結果このような実体法をEU法であるとみなすかどうかにか左右される。これは盛んに論じられている問題であるが、最終的にはCJEU自体によって決定されるだろう。

4. 5 統一特許裁判所での訴訟代理人

統一特許裁判所において、当事者はUPCA締約国のいずれかの裁判所で弁論資格を有する弁護士を訴訟代理人とすることができる。或いは、「適切な資格（appropriate qualification）」を有する欧州特許弁理士を代理人とすることもできる。このような「適切な資格」を実証するための要件は、統一特許裁判所の創設の際に管理委員会が決定する。

統一特許裁判所の訴訟代理人となるための資格は、第一審裁判所のどの裁判部にも、控訴裁判所にも、特に裁判部の所在地に無関係に適用される。従って、英国弁護士がドイツの地方部の訴訟事件で訴訟代理人になることや、ドイツ弁護士が中央部や中央部のロンドン支部の訴訟事件で業務を行うことも可能である。但し、代理人は当該訴訟事件の手続言語が十分堪能であることが必要である。

5. 単一特許及び欧州特許に適用される実体特許法

CJEUの役割に関して上記で述べたように、UPCAはUPCAの発効直後から単一特許に適用される新規の実体特許法を制定する。しかし、新規の実体特許法はUPCA締約国の各国毎に有効化される欧州特許及びSPCにも、当該特許又は当該SPCが統一裁判所の管轄か国内裁判所の管轄かに無関係に適用される¹²⁾。

この実体特許法は主に直接侵害及び間接侵害の行為、並びに被疑侵害に対する抗弁及び防御に関連する。UPCAの実体特許法に関する条項は多くの法実務家にとっては目新しいものではない。なぜなら、これらの条項は大部分が1975年の共同体特許条約のそれを手本としているからである。共同体特許条約は施行されなかったものの、EUの多くの国の国内特許法の青写真として使用された。

新規の実体特許法が変更点をもたらすことになると思われる対象の一例は、ボーラー免除である。ボーラー免除は、EU指令の一つに基づいている。EU指令はEU加盟国に最低限の要件を課すものである。即ち、EU指令をどのように国内法化するかは加盟国各国の裁量に任されている。EU加盟国の中には、ボーラー免除が指令で要求されているよりも広範囲で制定されている国もいくつかある。そのような国においては、ボーラー免除の対象は、例えば短縮手続で後発医薬品の販売許可を取得するために行われる研究及び試験のみならず、新薬の開発及び試験にも及ぶ。UPCAが発効する時点で、ボーラー免除の適用範囲はEU指令の範囲に縮小され、よってUPCA締約国においては後発医薬品のみ適用されることになる。

6. 要約：複雑な欧州特許制度

EU特許パッケージは欧州における特許権の

獲得、権利行使、特許の無効手続に関して新たな選択肢を与えるものである。より複雑になる制度をうまく乗り切るには、図3に示すような多様な組織及び「加盟国・締約国 (Member States)」を明確に区別することが重要である。

- ・最も広範な参加国を有する組織は、欧州特許条約 (EPC) によって創設された欧州特許機構である。この機構は、欧州特許の審査と付与に関して法的枠組みを与えるものである。現在、38の締約国を有している。そのうち、全EU加盟国の28か国、スイスを含む全EFTAの加盟国の4か国、6か国がそれに属さないトルコ等の国である。そのほか、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、モンテネグロは拡張協定を締結し、よってこの2か国も欧州特許出願において特許が有効な国として指定することができる。
- ・欧州連合 (EU) は、現在28加盟国を有する経済的・政治的な連合である。欧州諸国の大部分はEUに加盟しているが、スイス、ノルウェー、アイスランド、マケドニア、モンテネグロ、セルビア、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ及びトルコが加盟していない点が注目になる。クロアチアは、2013年7月EUに加盟した。
- ・UPCAは25のEU加盟国によって署名された。UPCAは現在28ある全てのEU加盟国に対して門戸が開かれていたが、EU加盟国であるスペイン、ポーランドは署名しないことに決定した。従って、この両国が近い将来に署名

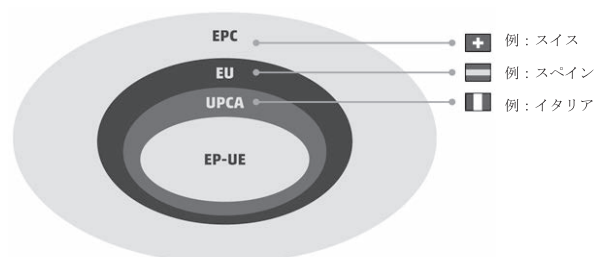


図3 制度を基準とした欧州諸国の分類

することは期待できない。しかし、クロアチアは後になってEUに加盟したため、UPCAに署名する可能性はまだある。また、UPCAが発効するためには、最低でも13の署名国による批准を必要とする。UPCAは批准手続が完了した国（UPCA締約国）においてのみ発効する。署名国のうちどの国が最終的にUPCAを批准するかはまだ不明である。デンマークやアイルランド等の、批准手続に国民投票が必要とされるような国においては、UPCAが施行されない可能性すらある。本稿執筆の時点では、唯一オーストリアが批准を完了した。

- ・新規の欧州単一特許（EP-UE）は二つの条件を満たす国のみにおいて有効である：(i) 強化された協力に参加していることで、スペイン、イタリアと当時まだEUに未加盟であったクロアチアを除いて全てのEU加盟国が参加した；(ii) UPCAの批准が完了したこと。スペイン、イタリア、ポーランド及びクロアチアは当初の段階でこの二つの条件のうちの片方又は両方を満たしていないと思われるため、これらの国では単一特許が有効にはならないであろう。少なくとも当初は、将来単一特許が有効な地理的範囲を構成することになる国は現在単一特許の参加加盟国になるための手続をしている24EU加盟国よりは少ないと思われる。強化された協力に参加してUPCAに署名しても、その批准手続に長い時間を要し、批准手続が失敗に終わる可能性すらある国もある。

そして、EU特許パッケージが上述のように、①単一特許参加加盟国でのみ採用できる選択肢である単一特許と、②単一特許のみならず欧州特許及びSPCに関してまで一元的に権利行使や無効手続の審理をして、おそらく単一特許参加加盟国より広い範囲、即ちUPCA締約国において裁判管轄を有することになる新しい裁判制度

から構成されているという点に留意することが重要である。

更に、移行期間における裁判管轄の共有や適用除外等のUPCAの特定の規定は、各国で有効化される従来の欧州特許及びSPCのみに適用され、単一特許には適用されない。

最後になるが、EPCおよびこれを補完する規則及び規定、EU法の第一次法及び第二次法、UPCA、単一特許規則、翻訳規則、UPCの手続規則、国内法というこれらの全てが将来の特許法に影響を与え、欧州の特許法は今日よりも一層複雑になる一方、新制度の詳しい知識によって欧州特許制度をより有利に使用できるということに言及しておきたい。

7. おわりに

複雑だという前評判の高い新制度であるが、現行制度との相違を熟知し、適切に対処することによって、むしろ特許戦略において差別化を図ることも可能である。

本稿が、日頃特許の実務に携わる日本の弁理士、弁護士、企業の知財関係者の皆様が新制度を理解される上で、参考資料として少しでもお役に立てば、幸いである。

注 記

- 1) 本稿はEU特許パッケージの導入によって予想される変更点に関する英文書籍 The EU Patent Package Handbook: A Practitioner's Guideの序章に基づく。
- 2) 例外の一つはいわゆる国境を越える差止命令（cross-border injunction）であるが、これは仮処分手続のみにおいて、それも特殊な条件下でしか適用されないため、実務では稀である。
- 3) Regulation(EU) No 1257/2012 of December 17, 2012 implementing enhanced cooperation in the area of the creation of unitary patent protection（単一特許規則）及び Regulation(EU) No 1260/2012 of December 17, 2012 implementing enhanced cooperation in the area of the creation of

unitary patent protection with regard to the applicable translation arrangements(翻訳言語規則)

- 4) Agreement on a Unified Patent Court of February 19, 2013
- 5) 事件整理番号：C-146/13及びC-147/13
- 6) Council Regulation (EC) No 44/2001 of 20 December 2000 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters, L012, 16 January 2001, pp. 1-23 本規則は、殊に被告がEU加盟国に住所を有する場合の国際裁判管轄を規定している。2012年12月12日に欧州議会及び欧州理事会はブリュッセル I 規則の改正案 (Recast Brussels I Regulation) を採択し、この改正案は2015年1月15日に適用される。ブリュッセル I 規則は、UPCAに関連して、中でも統一特許裁判所と国内裁判所の関係について再び改正が必要になっている。
- 7) 最新版はthe Rules of Procedure (第15次草案) である。
- 8) これは単一特許規則の参加国の定義とは異なることに留意されたい。
- 9) これは最初の条件、つまり後から強化された協力に参加する国を考慮するとより複雑になる。しかし、これは3か国にしか該当せず、スペインとイタリアがすぐに参加する可能性は少ないので、ここでは批准手続に重点を置いて論じることにする。
- 10) そのうちの1か国がイタリアでなければ、の話である。イタリアが入るとこれは12か国となる。なぜなら、イタリアは強化された協力に参加しておらず、これまで規則も締約していないからである。
- 11) DE：17.67%，GB：12.85%，FR：12.46%，IT：10.15%，ES：7.78%，TR：6.22%，PL：4.44%，NL：3.93%，BE：2.33%，SE：2.19%，CH：2.01%，AT：1.98%，CZ：1.59%，GR：1.55%，NO：1.54%。
- 12) 後者に関しては論議を呼んでいる。例えば、裁判所の設立準備を担当する準備委員会は、UPCAは、移行期間中において従来の欧州特許権が行使される場合に、各国の裁判所に適用される実体特許法を統一化することを意図しないという見解を示した。しかし、その準備委員会が、この法的問題は最終的に各国の裁判所自身によって判断されなければならないと述べている

(Interpretative Note of 29 January 2014, www.unified-patent-court.org/news (2014年2月28日時点のURL))。

UPCAの第25条から30条までは実体特許法を設けているが、この実体特許法はUPCAによれば「特許」に適用されると規定されている。この「特許」という概念は従来の欧州特許及び単一特許を含むものと定義されている。UPCA第24条が統一特許裁判所の適用法の順序を規定し、UPCA第56条以下の条項によって特定の措置、手続、救済に係る命令を出す権限を統一特許裁判所に与えられているのとは対照的に、UPCA第25条から第30条には、侵害や免責に関する手続が統一特許裁判所によってのみ行われることを示す規定はない。むしろ、UPCAによって、特定の権利は特許権者に与えられている（「特許は、その権者に対して、その権者の同意なしに第三者が以下の行為を行うことを防ぐ権利を付与する…」）。UPCA第83条の移行に関する条項は各国の裁判所の管轄を規定しているにすぎず、適用除外によってUPCAの全般的な適用が制限されるとは規定していない。従って、UPCAによって規定された実体特許法が管轄を有する裁判所に関わらず一般的に適用されるということが、UPCAによって一義的に示されているというのが我々の見解である。そこで、国内法においてUPCA第56条以降に相当する手続規定が存在しないにも拘らず各国裁判所がUPCA第25条から第30条までの実体特許法を適用しなければならないという問題は生ずるが⁸ (Benjamin Schröer, Einheitspatentgericht – Überlegungen zum Forum-Shopping im Rahmen der alternativen Zuständigkeit nach Art. 83 Abs. 1 EPGÜ, GRUR Int. 2013, 1102), 法の一貫性の観点から見ると、裁判管轄に左右されずに同一の実体特許法を適用するというのが、やはり望ましい。さもなければ、例えばドイツにおける特定の行為が後に統一特許裁判所に提訴されるか、それとも国内裁判所に提訴されるかによって、それが侵害か非侵害かの判断を左右するという事態が生ずる可能性があるからである。その好例が、適用範囲がドイツ特許法では広義に解釈され、UPCA第27条第(d)項では狭義に解釈されているボーラー免除である。

(原稿受領日 2014年2月8日)